

次に、歳入予算の内容をいたしましては、郵政固有業務収入、すなわち切手、葉書等の売上並びに伴う郵便収入、郵便為替、振替貯金等の手数料収入及び物件売払い並びに病院収入等の雑収入が四百二十五億三千萬圓、為替貯金、保険年金、電気通信の各業務の運営経費の財源に充てるために、他の會計から繰入れられる他會計からの受入収入が五百三十七億圓、郵便局舎等の建設財源に充てるために郵便貯金特別會計、簡易生命保険及び郵便年金特別會計の両會計から受ける設備負担金が八億八千萬圓、局舎建設財源に充てるための借入金、資金運用部資金五億圓、簡保資金五億圓、以上のほか、収入印紙等の売上並びに伴う業務外収入が二百七十七億圓となっておりまして、これらの収入は、郵政固有業務収入において二十四億二千萬圓、他會計からの受入収入において二十六億圓、設備負担金三億九千萬圓、借入金五億圓と、いずれも前年度に比しそれぞれ増加いたしているものでありますが、業務外の収入におきましては逆に十三億六千萬圓の減少となる次第であります。

次に郵便貯金特別會計予算について申し上げますと、この會計の予算額は、歳入、歳出ともに三百五十億圓であります。このうち歳入予算は、郵便貯金の資金を資金運用部に預け入れることによって生ずる利子収入が三百五億一千萬圓、雑収入が八千万圓、歳出経費の財源に充てるために、資金運用部特別會計から繰入れを受ける他會計からの受入収入が四十四億一千萬圓となっておりまして、これに對し歳出予算は、郵便貯金の資金を資金運用部に預託することによって生ずる利子収入等が百二十億八千万圓、雑収入が五千万圓となっておりまして、これに對し歳出予算は三百七十億八千万圓となっておりまして、その内訳は、保険及び年金加入者に支払いを必要とする保険金、還付金等の経費が百四十六億五千万圓、保険年金業務運営経費の財源に充てるために、郵政事業特別會計に繰入れを必要とする経費が二百九億一千萬圓、予備費が五億一千萬圓となっておりまして、なお、この會計における歳入超過額五百九十一億七千万圓は、法律の定めるところによりまして三十一年度の積立金として処理することとなっております。

次に、日本電信電話公社の予算について申し上げますと、同公社の予算は、その總計におきまして、収入支出とも二千二百四十一億二千萬圓であります。このうち、勘定の振りかえによつて重複する金額八百六十四億四千萬圓を控除いたしますと、収入支出予算の純計額は、収入一千三百七十六億七千万圓でありまして、これを二十九年度と比較しますと四十九億四千萬圓の増加となっております。

次に、主要勘定たる損益、建設勘定の収入、支出の内訳について申し上げますと、損益勘定におきましては、収入は電信収入及び電話収入が一千三百一十一億八千万圓、受託工事収入が十八億八千万圓、雑収入が二十五億八千万圓、計一千七百七十五億七千万圓となっており、支出は、電信電話運用費が四百七十七億九千万圓、電信電話保守費が二百五十億一千萬圓、管理共通費、試験研究費、職員訓練費等が百四億八千万圓、増接統電話の受託

次に、郵政省一般會計の予算について申し上げますと、その總額は十四億四千四百萬圓でありまして、その内訳は、海外放送交付金が六千三百萬圓、業務費が四億九千二百萬圓、人件費、官庁費、官舎費及びその他の経費が八億八千六百萬圓となっておりまして、これらのうち、海外放送交付金は、放送法第三十三条の規定に基いて、郵政大臣が日本放送協會に国際放送を実施させるため同協會に交付するものでありまして、現在行なっておりまして十二万向、十二時間の国際放送を本年度から十三万向、十三時間とするために必要な経費であります。

次に、建設勘定においては、建設改良のための財源として、電信電話債券の公募による分が七十五億圓加入者及び地元引き受けによるものが六十六億八千九百万圓、電話設備負担金等が五十七億六千万圓、損益勘定からの繰入金、減価償却引当金二百四十億萬圓を含めて三百三十三億九千万圓、合計五百三十三億四千萬圓が予定されております。同じく支出としては、給与及び事務費が六十億萬圓、建設改良工事費が四百五十三億四千萬圓、合計五百三十三億四千萬圓となっております。

なお、建設改良工事につきましては、ただいま申し上げました五百三十三億四千萬圓をもちまして、加入者開通は十八萬五千、市外電話回線では、神戸、横浜間及び東京、仙台間を即時に接続する長距離回線を含めまして、公衆線が四十萬三千余キロ、電話局の建設では年度内にサービスを開始するもの二十三局、継続工事にして次年度以降にサービスを開始するもの七局、新規着工のもの十二局等を主要な内容とする計画を持ち、この中には町村合併に伴う区域合併五十二局、市外電話回線の増設三千八百キロの工程が含まれております。

次に、建設財源の調達について一言申し上げますと、政府の財政投融资計

面に関連いたしまして、外部資金といはしましては、公募による電信電話債券の発行によつて七十五億圓を調達し、残りは全部加入者等の引受債券による資金、減価償却引当金、損益勘定よりの繰入金等、いわゆる内部資金に頼ることになったのであります。

なお、建設勘定の支出面におきましても工事能率の向上、新技術の導入等による設計面の合理化、各種物品の計画発注などにより、極力経費の効率を高め、拡充五カ年計画に對しましては、若干基礎設備の繰り延べを余儀なくされましたが、サービスの面におきまして大きな支障を及ぼさないように配意されている次第であります。

以上、公社の予算について申し上げましたが、今後一段と事業経営の合理化に努めるとともに、極力建設資金の調達に努力し、健全な財政的基礎の上に電信電話事業をますます拡充発展せしめ、熾烈な現在の需要にこたえていきたいと存じます。

これをもちまして、私の報告を終りたいと思ひますが、なお詳細の点につきましては、御質問によりお答え申し上げます。

○委員長(滝井三郎君) ただいまの御報告に対する質疑は後刻に譲ることとしたしまして、次に現在本委員会に予備審査のため付託されております内閣送付案五件について順次提案理由の説明を聴取いたします。

一、郵便貯金法の一部を改正する法律案、一、郵便振替貯金法の一部を改正する法律案、一、簡易生命保険法の一部を改正する法律案、一、郵便年金法の一部を改正する法律案並びに簡易生

命保険及び郵便年金の積立金の運用に
関する法律の一部を改正する法律案の
提案理由の説明をお願いいたします。
○國務大臣(松田竹千代君) たいだいま
議題となりました郵便貯金法の一部を
改正する法律案、郵便振替貯金法の一
部を改正する法律案、簡易生命保険法
の一部を改正する法律案、郵便年金法
の一部を改正する法律案並びに簡易生
命保険及び郵便年金の積立金の運用に
関する法律の一部を改正する法律案に
つきまして提案理由を御説明申し上げ
ます。

まず郵便貯金法の一部を改正する法
律案について申し上げますと、この法
律案は、郵便貯金の貯金総額の制限額
並びに積立郵便貯金及び定期郵便貯金
の預け入れ金額を引き上げるとともに
に、積立郵便貯金について新たに小切
手による預け入れの取り扱いをするこ
とによって預金者の利便をはかり、あ
わせて貯蓄の増進をはかりとするも
のであります、その内容は次の通り
であります。

第一点は、郵便貯金の一預金者の貯
金総額の制限額は、昭和二十七年四
月、十万円に引き上げられて現在に至
つたのであります、この金額が現在の
の物価、国民所得の水準等から見て低
過ぎ、制度の目的達成及び貯蓄の増進
に支障を生じておりますので、これを引
き上げる必要があると存するのであり
ます。その引き上げの程度は、昭和九
年から十一年までを基準とする最近の
消費者物価指数及び分配国民所得、郵
便貯金の増加率等の指数を根拠とし
て、昭和九年当時の百倍である二十万
円に引き上げようとするものでありま
す。

第二点は、貯金総額の制限額の引き
上げに伴う改正であります、積立郵
便貯金の一回の預け入れ金額につきま
しては、その最高金額を現行の四万円
から八万円に引き上げ、また、定期郵
便貯金の預け入れ金額につきまして
は、現行の八種類のうち二百円および三
百円を削り、新たに三万円および五万
円を加えようとするものであります。

第三点は、郵便貯金の小切手による
預け入れは、現在通常郵便貯金及び定
額郵便貯金について取り扱われ、積立
郵便貯金については取り扱われていな
いのであります、今回の改正が実施
されるときは、積立郵便貯金の一回
の預け入れ金額は最高八万円に引き上
げられますので、小切手による預け入
れが予想されること、及び定期郵便貯
金の局外における預け入れの取り扱い
の実績に照らし、事務取扱上支障がな
いと認められることなどの理由によ
り、新たに取り扱いをしようとするも
のであります。

次に、郵便振替貯金法の一部を改正
する法律案につきまして申し上げます
と、この法律案は、国民金融公庫、ま
たは中小企業金融公庫の貸付金の償還
をする者の利便をはかるのが目的であ
りまして、現在、地方公共団体が徴収
する地方税等の徴収金や住宅金融公庫
の貸付金の償還金などについて、特殊
の貸付金の償還金などについて、特殊
の郵便振替貯金の取り扱いをいたしてお
りますが、これらの公庫の貸付にかか
る償還金につきましても、右と同様に
一般の料金よりも低廉な料金による取
扱いをいたそうとするものでありま
す。

次に、簡易生命保険法の一部を改正
する法律案について申し上げますと、
現在、簡易生命保険の保険料計算の基礎と
して用いております死亡生残表は、昭
和五年四月から同十年三月に至る五カ
年間の簡易生命保険死亡生残率を基礎とし
て作成したものであります、戦後に
おける衛生思想の普及及び医療の目ざ
ましい進歩に伴いまして、最近国民の
死亡率が著しく低下いたしました関係
上、簡易生命保険の被保険者の実際の死亡
率は予定した死亡率を相当下廻つて参り
まして、昭和二十九年に厚生省が発表し
た第九回生命表の死亡率に似て参つて
いるのであります、従いまして、従来の
死亡生残表をこのまま使用いたします
ことは実情に沿わないことと相なりま
すので、今回、第九回生命表の男子死
亡率をもととして作成した死亡生残表
を採用することにしたといたします、ま
して、最近における金利の動向等にかんが
みまして、予定利率を従来の年三分五厘
から年四分に引き上げようとするもの
であります。

次に、保険金の倍額支払条項の改正
について申し上げますと、現在、被保
険者が不慮の事故等を原因として二カ
月以内に死亡したときは、保険金の倍
額を支払うことにいたしましたので、こ
の金額は低きに失いたします、この
差し抑え禁止限度額を、年金につきま
しては年額二万四千円、返還金につ
きましては簡易生命保険の保険金最高額と同
額の十五万円に引き上げることとい
うこととするものであります。

次に、年金受取人等の福祉を増進す
るため必要な施設を設けることができ
る旨の規定を設けたこととあります
が、これは、郵便年金制度創設の趣旨
にかんがみましてこの施設を設け、年
金受取人等の老後における生活の安定
をはかり、もつて郵便年金制度本来の
機能を十分に発揮しようとするもので
あります。

また、年金約款の改正の効力に關す
る規定を改めたこととあります、こ
れは従来明確でなかつたものを明ら
かにしたのみで、何らその内容に変更
を加えたものではないのであります。

次に簡易生命保険及び郵便年金の積
立金の運用に關する法律の一部を改正
する法律案について申し上げますと、
この法律案は、現在、簡易生命保険及
び郵便年金の積立金の運用は、主とし
て地方公共団体に対して融資すること
となつておりますが、毎年資金が増加
して参りますこと及び「運用の範囲を
拡大し、各種公共事業の施設改善に融
資するよう」との国会の御決議もい
ただいておりますので、一、その公共
の利益をはかり、あわせて資金の効率的
運用に資するため、運用の範囲を拡張
しようとするものであります。

これによりまして新たに融資の対象
となりますのは、第一は、国民生活
の安定上急務とする住宅建設資金等を
供給するための住宅金融公庫その他の
政府機関に対する貸付等であります。
第二は、重要産業に対して長期資金を
融通し、国民経済の振興に寄与するこ
とに資金の運用利回りの向上をはか
るため、長期信用銀行法による銀行業
務を営む銀行、農林中央金庫及び商工
組合中央金庫の発行する金融債であり
ます。第三は、余裕資金の効率的運用

の伝染病中に含まれることになりまし
たため、保険金の削減条項に所要の改
正を加えようとするに、従来、解釈上
疑義の生ずるきらいがありました、保
約款改正の効力に關する規定につ
きまして、これを明確にするため所要の改
正を加えようとするものであります。

次に、郵便年金法の一部を改正する
法律案について申し上げますと、年金
の最高限度額は、現在年額十二万円に
なつておりますが、最近の経
済事情の推移にかんがみまして、この
金額をもつては制度本来の機能を
十分に發揮することができない実情で
ありますので、これを年額二十四万円に
引き上げようとするものであります。

次に、年金を受け取るべき権利につ
きましては、現在、年額一万二千元
まで、またこれをこえるものについて
は、そのこえる額の二分の一を加えた
額まで差し抑えを禁止し、また、返還
金を受け取るべき権利につきまして
は、五万円までは差し抑えができない
ことになつておりますが、物
価の上昇等を考慮いたしますときは、
この金額は低きに失いたしますので、こ
の差し抑え禁止限度額を、年金につ
きましては年額二万四千円、返還金につ
きましては簡易生命保険の保険金最高額と同
額の十五万円に引き上げることとい
うこととするものであります。

次に、年金受取人等の福祉を増進す
るため必要な施設を設けることができ
る旨の規定を設けたこととあります
が、これは、郵便年金制度創設の趣旨
にかんがみましてこの施設を設け、年
金受取人等の老後における生活の安定
をはかり、もつて郵便年金制度本来の
機能を十分に発揮しようとするもので
あります。

また、年金約款の改正の効力に關す
る規定を改めたこととあります、こ
れは従来明確でなかつたものを明ら
かにしたのみで、何らその内容に変更
を加えたものではないのであります。

次に簡易生命保険及び郵便年金の積
立金の運用に關する法律の一部を改正
する法律案について申し上げますと、
この法律案は、現在、簡易生命保険及
び郵便年金の積立金の運用は、主とし
て地方公共団体に対して融資すること
となつておりますが、毎年資金が増加
して参りますこと及び「運用の範囲を
拡大し、各種公共事業の施設改善に融
資するよう」との国会の御決議もい
ただいておりますので、一、その公共
の利益をはかり、あわせて資金の効率的
運用に資するため、運用の範囲を拡張
しようとするものであります。

これによりまして新たに融資の対象
となりますのは、第一は、国民生活
の安定上急務とする住宅建設資金等を
供給するための住宅金融公庫その他の
政府機関に対する貸付等であります。
第二は、重要産業に対して長期資金を
融通し、国民経済の振興に寄与するこ
とに資金の運用利回りの向上をはか
るため、長期信用銀行法による銀行業
務を営む銀行、農林中央金庫及び商工
組合中央金庫の発行する金融債であり
ます。第三は、余裕資金の効率的運用

ありまして、この施設の利用に關する
費用は原則として利用者の負担とし、
特に省令で定める費用につきましては
国の負担とすることにしたとすること
ものであります。なお、これに伴い郵
政省設置法の一部を改正し、福祉施設
の設置管理に關する事項を所掌に加え
ようとするものであります。

をはかるために短期運用として購入する国債であります。

第四は、国に対する貸付でありまして、差し向きは、郵政事業特別会計に對し、老朽郵便局舎緊急改善のために要する資金を貸し付けしようとするものであります。なお、住宅公団に對しましては、日本住宅公団法制定の際に、この運用に關する法律の一部を改正した上、融資することにいたしましたと考えております。また、資金の運用に當りましては、地方公共団体の融資に重点をおくこととし、資金量において金融債に偏重し、または一金融機関に傾いて融資し、もしくは一般のものと異つた条件で購入または引き受けすることを避けるより、運用上の制限を加えようとするものであります。

以上で五法律案の提案理由の説明を終りますが、何とぞ十分御審議の上、御可決下さい。どうぞよろしくお願い申し上げます。次第でございます。

○委員長(高井治三郎君) 引続き先ほどの郵政大臣の御報告に關連いたしました、梶井日本電信電話公社總裁から、昭和三十年度予算について御説明を拜聴いたします。

○説明員(梶井剛君) ただいま公社予算につきましても郵政大臣から御説明がありましたので、補足する意味におきまして申し上げます。

まず損益勘定について申し上げますと、収入は一千二百七十五億円余でありまして、前年度予算と比較いたしますと十六億四角の増加であります。前年度におきましてはデフレによる通信利用の減退、特急、至急通話等の減少によりまして約四十七億四角程度の減

収が見込まれますので、実質的には前年度より六十三億四角の増加となる次第であります。

収入の内訳について申し上げますと、電信収入八十七億四角、電話収入千四百四十四億四角、受託工事収入十八億四角、雑収入二十五億四角となっております。

電信収入は、前年度予算に比べ十億四角の減少となっておりますが、これはデフレ等の影響によりまして取扱ひ通数において約九割減少しております。ほか、電報が速くなりましてしたので、至急電報が普通電報に移行いたしました結果、一通当りの単金が約六割低くなつてきておるためであります。

電話収入は前年度予算に比べ十八億四角の増加になっております。料金種別のおもなものについて見ますと、前年度増設しました加入電話等が本年度は年度一ぱい稼働いたしましたこと、及び三十年度における新規増加施設に伴り収入の増加すること等によりまして、前年度予算と比較して収入の増加いたしましたものは、電話使用料において五十三億四角、度数料において十六億四角、公衆電話料において十三億四角余、公衆電話料において十三億四角余等がありますが、他面、前年度予算より収入の減少いたしましたものは、特急通話の普通通話への移行等のため、市外通話において二十七億四角、電話専用料において十三億四角余等があります。

全般的に申しまして、前年度上半期の終りころより収入に對するデフレの影響は横ばい状態にあると考えられますが、サービス改善に伴り減収傾向は今後増大することも考えられ、収入の確保については樂觀を許しません。

次に支出は一千七百七十五億四角であります。その内訳を見ますと、事業支出は一千八百一十一億四角、前年度予算と比べ六十九億四角の増加となっております。予備費は前年度と同額で十五億四角であります。資本勘定への繰り入れは七十九億四角、前年度より五十三億四角の減少であります。前年度におきましては四十七億四角程度の減収に伴いまして、やむを得ず資本勘定への繰り入れを四十一億四角減らしましたので、実質的には前年度と比べ十二億四角の減少となっております。

事業支出のうち、運用保守等に要する營業費は七百八十一億四角であります。前年度予算と比べ五十七億四角の増加であります。營業費につきましても、二十九年度予算における閣議決定に基き節約の趣旨に則りまして、新規増員も六千二百人余にとどめ、人件費を圧縮いたしましたこと、物件費につきましても極力節減を心がけ、事業の合理化に努めました。

利子及び債券取扱いは六十億四角であります。前年度に比べ八億四角の増加となっております。減価償却費は、再評価をいたしました固定資産の価額により算出したしまして二百四十億四角を計上いたしました。これは前年度予算と比べ三億四角の増加となっております。

なお、各勘定所屬の職員予定数の合計は、新規増員を含め十七万二千四百八十八人余であります。給与総額は四百三十八億四角であります。次に、建設勘定であります。既定の電信電話拡充五カ年計画の第三年度の工程を遂行することを基本として編成いたしました。が、外部資金の調達

が所期のごとく参らない上に、損益勘定の利益が大幅に減少しております。自己資金の確保を図るため加入電話の工程等を予定より増加いたしましたこと、町村合併に伴り電話サービスの改善につきまして配意をいたした次第であります。

建設資金から御説明をいたします。借入れ資本収入が百八十六億四角余、その内訳は電信電話債券の公募によるもの七十五億四角、受益者引き受けによるもの六十六億四角、電話設備負担金四十五億四角となっております。自己資本収入は、減価償却引当金が二百四十億四角、損益勘定より受け入れが七十九億四角、合わせて三百一十九億四角であります。資本剰余金は十四億四角であります。以上を合計いたしますと五百二十億四角となります。が、債務償還のため必要な六億四角を控除いたしまして五百一十四億四角が建設勘定の財源となるわけでありまして、前年度予算は五百三十一億四角であります。実行上公債債において二十七億四角、損益勘定より受け入れにおいて四十一億四角の減少を見ますと、他方受益者引受債券において二十八億四角、負担金において二十三億四角の増加がありましたので、差し引きますと、本年度は前年度実績とほぼ同額の建設資金を確保したことになります。

さて、建設の工程であります。サービス工程におきましては加入電話十八万五千、公衆電話五千七百、市外電話回線四十二万三千キロ余等収入を確保するため、既定の五カ年計画よりも上回つた工程を計画いたしました。基礎工程におきましては、電話局建設では六大都市に四局、中都市に十三局、小都市に六局、計二十三局のサービス開始を計画しました。前年度の予算工程も同数の二十三局であります。長距離ケーブルは四区間七十七キロ余でありまして、前年度予算工程三区間二百八十三キロに比べ相当切り詰めたが、短距離ケーブルは二十区間四百七十七キロを計画し、前年度工程十五区間三百六十八キロより若干増加いたしました。

次に、町村合併に伴り電話サービスの改善であります。町村合併の進捗の状況にかんがみまして、これら町村の電話サービスの改善に要する資金の確保につきましては鋭意努力いたしましたのであります。遺憾ながら本年度は国の財政全般の見地から公衆電話が五億四角認められたにとどまつたのであります。従いまして、大都市、中都市の電話局の建設に伴いまして、加入区域の統合を行つて区域合併は前年度と同程度実施いたしますが、このほか前述の五億四角の財源をもつて区域合併五十二局及び市外回線新増設四百四十回線、三千八百キロの工程を計画し、合併町村の電話施設の整備をはかつていきたいと思います。

さて、本年度の電信電話建設計画を進めると、サービスの水準は前年度に比べ全般的に改善される予定でありまして、電報におきましては速度、誤謬率ともに現状維持の程度かと考えますが、電話におきましては、六大都市市内電話完了率が前年度予定平均五七%が六六%に向上し、市外電話の待ち合せ時間は前年度予定平均に比べ長距離、中距離においてそれぞれ二十分

を短縮して一時間四十分程度に、短距離において五分を短縮して四十分程度に改善される見込みであります。

終りに技術関係について申し上げますと、本年度には短距離波等の実施を促進いたしますとともに、クロスバー、同軸ケーブル方式、加入電信等の新技術の実用化をはかりたいと思ひますが、その他、市外自動中継交換方式、短距離搬送方式等の研究をも推進いたしましたして、一日も早く世界的水準に到達するように努めたいと考えます。

以上をもちまして私の説明を終わりたいと存じます。

○委員長(滝井治三郎君) それではこれより先ほど提案理由の説明を聴取いたしました簡易生命保険法の一部を改正する法律案外四件を一括して質疑に入ります。

なお、先ほどの郵政大臣の御報告に對し御質疑がありましたら、この際あわせて順次御発言をお願いいたします。

○永岡光治君 これは何ですか、予備審査にかけられておる案件以外に質問があるわけですが、それは当然予算の説明とあわせて質問してもいいかと思うのですが、どうですか。

○委員長(滝井治三郎君) よろしゅうございます。

○永岡光治君 ただいまの提案理由を説明されました案件は、まだ衆議院が上つておりませんし、今日は予備審査の段階でありますので、私はそつと急ぐべき問題でありませぬし、それよりもいろいろ前二年間に亘る私の委員会における経験で、前郵政当局に反省を要求したことがあります、一向に実現さ

れておりませんので、その点について若干質問を試みたいわけでありませぬ。

まず第一点であります、特定局と普通局との設置の基準ですが、これはどういふ観点から區別をつけて基準をきめられておるか、その点をまずお伺いしたいと思います。どういふものを特定局にし、どういふものを普通局にするか。これはこの前の委員会、現在の状況から見ると、普通局に當然して然るべきものが依然として残されておるのはいけなから早く改訂してほしいと要望したのでありますが、これは研究しておくといいことではあるか、どういふことになつておるか、その点をお尋ねいたします。

○国務大臣(松田竹千代君) 永岡さんの御質問は、やはり主たる原因は、御趣意を実現するためには資金難が主であらうと考えるわけですが、これまで経緯その他詳しいことについては、この点は事務局から一応報告いたします。

○説明員(渡辺秀一君) 私から御説明申し上げます。

永岡委員の御質問であります、特定局を普通局に改訂することについてどういふふうな考えを持つておるか、この前の委員会でも改訂について意見を言えというお話があつたのでありますが、これは前からお話し申し上げてあると思ひますが、普通局、特定局というところにつきましては、われわれといたしましては、なるべく制度上さうな普通局、特定局といったやうな區別はしたくないというふうな考えで、つまり実質的に普通局と特定局の今までのこのやうな區別をなくするといふ方針でいろいろの施策

をいたしておりますので、最近におきましてはさういふふうな観点上、特に特定局を普通局に改訂するというやうなことは最近ほとんどいたしておりませんで、実質上の改善に努めておるやうな次第であります。

○永岡光治君 基準を聞いておるので、どういふところは普通局にするかという基準を聞いておるわけですか。

○説明員(渡辺秀一君) 基準というお話でございますが、これは御承知かと思ひますが、どういふものは普通局でなければならぬ、あるいはどういふものは特定局でなければならぬといったやうな基準といひますか、基本的なものは格別ないのであります、御承知かと思ひますが、これは特定局制度というものの歴史的な意味から見まして、結局小さいところは特定局といたしまして、出発いたしておると、それから事務量の非常に多いところは普通局といたしまして実施いたしておる。その間におきまして、過去におきましては特定局のうちで非常に事務量が大きくなつたとか、あるいはその他の理由がありまして場合には普通局に改訂いたして参つておりましたが、先ほど申し上げましたやうに、最近におきましてはいわゆる等級改訂という観点より、むしろ内容をなるべく同一にしていききたいという考え方で進んで参つたやうな次第であります。

○永岡光治君 基準がないと言ふけれども、やはりなくはないと、今度局を置こうとすると、それは普通局にするか、特定局にするかという際に、何か基準がなければならぬと思ふのですが、どうなんですか、置くところは全部特定局にするという方針なのか、あるいは大きいところは普通局にするという方針なのか、さうすると今お話がありましたやうに、大きいところと小さいところになれば、どういふものを一体普通局にするのかということがあるはずだと思ふのです。もし思ひつきでやつておるとしたら、これほど國民を愚弄するものはなほだいじなことはないと思ふ。その点を私はお尋ねしてゐる。基準はないのですか、ただ思ひつきで普通局にしようとしてやつてゐるのでしょうか。

○説明員(渡辺秀一君) 永岡委員から思ひつきかというお話があつたのでありますが、さういふやうなわけではございませんので、御承知かと思ひますが、いなかの方で非常に事務量が少いところは大体まず無集配特定局というものが設置されて、それがいろいろな事情で集配しなければならぬといったやうな事情になりますと、それを集配局にしていく、それから大都會で、たとえば戦前は普通局であつたところがつぶれて、その後非常に事務量がその地域ではふえたといったやうな場合に、新しく設置いたしますやうな場合にはもちろん普通局として設置をいたしております。それではつきりした基準がないじゃないかと、こ

ういふふうなお尋ねもおありになるかと思ひますが、これは今までの過去の経験上この程度の局は特定局として出発する、これは過去の経験から大よそ事務量を想定いたしまして実施いたして参つたやうな次第でありまして、ほとんど最近の新しく設置する場合には大体御承知のやうに特定局とし

て、しかも無集配特定局として出発いたしておるやうな事情であります。

○永岡光治君 それでは論を進めますが、これはいろいろ問題があるやうかと思ふんですが、基準がない……、過去の経験に基いても何らかの方針があるやうと思ふんです。全然なくして、ない以上は、普通局にするか、特定局にするか判断がつかないと、おそらくあると思ふのですが、それを具体的に言えないという段階だらうと私は思ふので、これはやはり今私が問題にするこ

とは、特定局と普通局という區別があるから待遇において、あるいはまたいろいろな局課、課長制の配置の状況において區別があるから私はこれを申し上げておる。私はこれはいづれつづびらかにしたいと思ふのですが、今の説明によりまして、特定局と普通局の區別をなくするやうにしたいという、こ

ういふ方針ですね、そこで特定局、普通局で區別があるかどうか、私はあると思ふんですが、ないとお考えですか、それともあるというお考えですか、あるとすればどういふ点がどういふふうに変つておいてになりますか。

○説明員(渡辺秀一君) 先ほど御説明申し上げましたやうに、だんだんと區別を制度的になくしていききたいという考えで実施いたしておりますが、全然區別はないかと申し上げますと、まあ法規上申し上げますれば、いわゆる特定郵便局長を長とするものが特定郵便局である。さうしてこの特定郵便局には、御承知かと思ひますが、まあ事務量といったやうなことも考えられてお

りまして、そのほかには、たとえば資金と需品費に若干の差異があると思ひ

ますが、分課の設置標準は普通局、特定局を通じて差異はございません。

○永岡光治君 私はその中で、今まで質問をいたしましたのは、この前の鹿児島県における谷山郵便局は、これは当然普通局に改訂してしるべきだという、こういうことを主張して、当局へ考慮してもらおうという約束であったにもかかわらず、依然として今日までその解決を見ておられないがために、回りくどい質問でありませうけれども、御質問申し上げておられるわけですが、たまたまの説明によってもこれは区別はあるわけですが、まず第一、課長の配置の問題について、その課長は〇・五はおそらく実務定員として見られている、普通局の課長と違って、それから需品費についても、これは普通局の場合、谷山局の算定の金額と特定局における金額の算定の金額とはやはり三倍の開きがある。三分の一特定局であるがために損をしている。しかも事務量から見れば同じ程度と考えられる。他の加治木局であるとか、その他の出水の局というものに比較して劣っておられない。しかも同局は直轄局である。しかも依然としてなぜ特定局の局長を置かなければならないか、理由がわからない。こういう区別がある、現実においてはどういうふうにお考えでありませうか、区別がなくなつていないじやありませんか。

○説明員(渡辺秀一君) 今お尋ねのありました分課の設置標準その他についての区別があるのじやないかというお話でございますが、これは御承知かと思ひますが、分課の設定基準につきましては、先般、昨年でありましたか、普通局と特定局を通じて、ある一定

の事務量を基準にいたして分課の設置標準というものを規定いたしております。それによりまして、現在におきましては普通局、特定局というような区別的な取扱いはいたしてないようになつておりますが、ただ、たまたま設置の過程におきまして、いろいろの事情上、あるいは普通局に比べて現在特定局で事務量が同じぐらいの局があるかもしれないが、それはある一定の期間におきまして、調査いたしまして、所定の基準に達するものは設置するという方針を原則としてとっておりまして、さう御承知願ひたいと思ひます。

○永岡光治君 私の質問いたしてありますのは、特定局なるがゆゑに課長制度をしきまして、それはまるまる課長の定員はやらないうです。普通局の場合には完全にやつておられるわけですが、それがふえれば一員その定員を増員している。特定局の場合は特定局なるがゆゑに同じ事務量を持ちながら、課長制度をしきましてまるまる一員やらないうです。半分しかおそろく認めていないと思ひます。それはおそろく次長さん御存じだろふと思ひます。これは区別があるのです、明らかに。事務量が同じものであつてなぜ私はさういう区別をつけるかというのです。それから需品費の問題です。これは非常に区別がある。三分の一なんです。同じ事務量を持ちながら、特定局であるがゆゑに三分の一の経費しかもらつていない。普通局で算定したならば三倍の経費を支給しなければならぬにかかわらず、さういふ事態にある。それをどういうふうにお考えですかというのです。ですからこれは私は当然普通局にやは

り改訂しなければならぬのじやないかというのです。これはあるのですよ。あなたは課長に全然定員なんか区別がないと言ひが、特定局の課長はこれは区別があるでしょう。

○説明員(渡辺秀一君) 課長の定員の問題についてお答えいたしますが、これは課長定員は、普通局あるいは特定局といへども同じように課長について定員は出すことにいたしてあります。ただ、実施の段階におきまして、定員の操作その他において、中には新しく分課を設けたところにつきましては課長定員のまるまるいついていないところもあるかもしれませんが、今はつきり記憶いたしてありませんので申し上げられませんが、あるかもしれません。が、定員の操作をなるべくやりまして、さういふことがありますれば、課長定員につきましては一律に定員を出したいと、かように考へておりますし、さういふ方針をとつて参つております。

○永岡光治君 それでは、谷山の局はなぜ普通局に改訂しないのですか、支障があるのですか。普通局にするとうい支障があるのですか、それをお尋ねしたい。

○説明員(渡辺秀一君) お答えいたします。普通局にして支障がないと申し上げますよりも、先ほどからお話し申し上げましたように、制度としてなるべく同じようにしていきたいと、さういふ考へをもつて、今までかりに違つておるものがありますればこれを同一にするという方針でいつておりますので、さういふ御承知願ひたいのであります。

○永岡光治君 現実には区別があることを認めておつて、漸次直すのだけれども、これはいつになるかわからない。郵務当局はいつこれを全部区別なくするのでありますか。たとえば郵便局舎の問題にいたしまして、あるいは需品費の支給の問題にいたしまして、これは地元から切実な要望があらまして、昨年からは郵政当局に申しました。この委員会を通じてお願いしてあるはずですが、ぜひともこれは普通局に改訂してほしい。普通局に改訂して何ら困る筋合いがないはずなんです。その点で地元が困つておられる。しかも先ほど申し上げましたように、課長は置かれたけれども、その課長は普通局に比べてまるまる定員をもらつていない。その半分は皆従業員にかぶさつておられる。あるいは需品費を三分の一しかもらつていない。さういふ状態をぜひとも普通局の待遇にしてもらいたい。これは特定局長という名前を変えただけで十分なんです。にもかかわらず、これをなぜ普通局にしないかという事で私はお伺ひしているわけですが、さういふ支障があるのですか。今日不均衡によつて不遇な目にあつておるといふことは事実ですが、これは普通局への改訂によつてこれを是正しなければならぬわけですが、さういふことをなぜやらぬかと私は言ひたい。

○説明員(渡辺秀一君) 特定局を普通局にしないで困つておられるというお話ですが、さうお困りになるといふ話でありますが、特に利用者の面から見てもお困りになるということもないのじやないかと思ひますが、先ほどから御説明申し上げましたように、われわれと

いたしましては、制度内においてなるべく同一にしていきたいという方針でおりますので、結局、特に特定局を普通局にこの際改訂する必要はないのじやないか。むしろ全般的に今までの特定局と普通局との間に差異のありましたものを漸次普通局並みにしていくという方針で全般をよくしていく、さういふふうな考へを持っておられますので、さういふ観点に立ちまして、特に急いでこれを普通局にするといつたようなことを最近いたしてないのではありません。

なお、課長の定員につきましては、先ほど御説明申し上げましたように定員のやりくりを極力いたしまして、課長定員については、昨年新しく設けました局につきましても、いわゆる頭数としての定員を配置したいと、かように考へております。

なお、需品費につきましてお尋ねがありました。これは実は積算の根拠は大体同じような方針で積算いたしております。ただそれが普通局のグループ、特定局のグループによりまして、御承知のように非常に小さい局につきましては、ただ積算しただけでは業務の運行に差しつかえるのじやないか。つまり特定局のグループの中で小さいところへ多少厚く行く、従つて大きいところへ多少薄く行くというふうなことがあるいは起つておられるかもしれぬと思ひますが、かような点につきましても、最近もいろいろと調査いたしてありますので、その結果によりましてできるだけ一つ公平にやつていきたい、かように考へております。

○永岡光治君 私は現在区別あることは事実ですから、これをなくするには

普通局に改訂する以外にないと思う。その支障がなされるかというところで、どういふところに支障があるかを私は聞いています。ないと思えばやってみよう。あるならどういふ点にあると説明願えれば納得するのですが、支障ない限りやるべきだと思ふ、この点を重ねて質問いたします。これを普通局にしては悪いのですか。

○説明員(渡辺秀一君) お答えいたします。先ほどから申し上げますように、一、二の局を普通局にするといひますより、われわれの考えといたしましては、全般を、つまり特定局と普通局とに區別がありましたならば、それをなくする方針を研究し、漸次やつておるのであります。少し長い目で見ているのでなければ、その方が一、二の局を特定局から普通局にするというよりもいいのじゃないか、かように大体考えて、漸進的に進めていってやるような次第であります。

○永岡光治君 私はなくすることに反対しているのじゃありません。現状維持を依然として続けようというのじゃない。今それをやると三年になるか五年になるかわからない。かりに三年、五年で全部完全に區別がなくなつたという段階が来るにいたしましても五年あるわけですから、従つて今日改訂しても、五年先は一緒になるからそれでいいのじゃないか。五年の改訂になるまでの間、全部制度が一緒になるまでの間不利をこうむっていると思ふれば、それはよろしくない。従つて私は地元の要望もありませんし、ぜひともこれはなぜやらないか、支障はないじゃないか、支障があるというならば私はわかる。支障がないにもかかわらずなぜやらない

い、不利をこうむっていることは事実です。渡切費にしても、需品費にしても、定員の問題にしても同じです。明らかにあるのです。あなたが示しておつしやれば、私はある資料を持てないからあなたに申し上げておる。なぜやらないのですか、やるべきだと思ふ。先は先です。そのことを公平にやつてもいいじゃないですか。普通局に改訂することによつてはかにか支障を来たすのかと言つては、だからこれもやつてもいいじゃないか。特定局をするという方針はいつころで、どうぞ至急にやつて下さい。しかしあなたはここでそりみえを切つていられるけれども、おそろく三年先、五年先では完全にできないでしよう。三年なら三年、五年なら五年先においてできるというはつきりした約束を今日郵政大臣において約束していただくならば、それも一つの方法だと思ふが、どうでしょう、現在ないと思ふ。

○説明員(渡辺秀一君) 先ほど申し上げましたように、現在普通局と特定局に差があると思ふすれば、局長の任用問題そのほかは実質的にはほとんどないのではないかと。先ほど申し上げましたような経費の点につきましても、結局特定局であるがゆゑに少く配算する、あるいは少額に算定するといふようなことはいたしておりません。また、定員の配置につきましても、これは御承知だと思ふますが、配置の基準を作りますけれども、その基準は、逆に小さい局の方が能率が上がる、つまり事務量に比較したしまして定員がた

くさん出るように算定したしております。結局われわれの根本的な考え方といたしましては、普通局、特定局と申し上げますよりも、大局、小局といひますか、大と小にいきなり二つを分けることはどうかと思ふますが、要するに大局、中局、小局と申しますか、結局今言ふ、一般的に考えられておる特定局という小局の管理問題ということに相なるのではないかと思ふのです。そこで先ほどから申し上げますように、定員とかあるいは分課の面につきましては現在におきましては差はないのであります。

○永岡光治君 差があるのです。○説明員(渡辺秀一君) なお経費の面につきましては、今言ひましたように基本的な積算の根拠といたしましては同じであります。ただ小局が非常に多い。そこでたとえば二人や三人の定員の局につきまして、その積算根拠だけを出しますといふと、なかなか所要の経費がまかない切れぬといふようなことで、経費全般にとらみ合わせますし、漸次小局管理といふことについて研究及び改善をしていきたいと、かように考えておる次第であります。

○永岡光治君 私は全般の問題、個々の問題として論議しているのではない。谷山局自体を取り上げて、これと同じ格にあるものが普通局といふ名のもとに運営されているがために、定員においても余分なものがもたらへるし、谷山に比べていい条件にある。渡切費、需品費等にいたしまして、他の方がいい条件にある。だからこれは同じ立場に置くべきじゃないかといふことを主張しているのです。このためには普通局に改訂以外に方法がないの

じゃないか。あなたが今どういふ答弁をいたしましてしようとも、それは同じ配算をしていふと言ふかもしれませんが、結果においてはやつていない。私の言ふことに矛盾はない。支障があるかどうかといふことです。普通局に改訂して支障があるかどうかといふことを聞いておるわけですか。

○説明員(渡辺秀一君) お答えいたします。今永岡委員のお話は、ちよつと局の名を聞き漏らしましたが、特定局をなす普通局にしないのか、あるいはそれよりも事務量の少い局が普通局にあるじゃないかといふお話であります。これは先ほどから申し上げましたような方針で、われわれ最近いわゆる等級改訂といひますか、特定局から普通局に改訂することをいたしてございせんので、そういう方針に従つて今後やつていきたい、かように考えておる次第でございます。たまたまたくさんの局の中に、普通の局の中にも小さいものもあつたといひます。特定局の中よりも比較的大きいものもございす。さういふ局につきましては個々に一つ一つ比較いたしますといふと、今おつしやるうちに、普通局の方で事務量が少く、特定局で事務量が多いといふのがあつてもしれません。先ほどから申し上げるうちに、それを一つ一つ普通局に改訂していくといふよりも、全般としてよくしていくといふ基本的な考え方を持っておりますので、最近につきましてはいわゆる等級改訂といふことをいたしております。さういふ一つ御承知願ひたいと思ひますが、特定の今おつしやつた局につきましては何か特に普通局にしなければならぬという特殊な御事情でもありません。

○永岡光治君 私は事務当局の方針には満足いたしません。どこまでもこれは国民の代表として、同じ条件に置かれておる局が、たまたま特定局なるがゆゑに不利な待遇を受けるということはどうも納得いかないのです。郵政大臣はどのようにお考えでございましょうか。これは私は全般的な観念論としての、特定局、普通局を漸次近づけて行くという方針、そのことは私はわかる。そのことを否定してゐるのではないのです。しかしそれはいつ来るかわかりません。大臣は三年後には全部局舎問題その他について全く同じ条件のもとでできるという確信をお持ちですか。ないと思ふれば、私は当然同じ条件であればこれは普通局に改訂してしやるべきだと思ふ。

○國務大臣(松田竹千代君) お話のように、ある局において非常に不公平があり、人員の点においても定員その他に當つておる者に対して非常な不公平があるといふことであります。ならば、これは当然是正されていかなければならぬと思ひます。ただこれを是正するの道は、特定局を普通局に直す以外に道はないといふことであります。するならば、また考えを新たに、あくまでもやはりその異常なる不公平は是正していかなければならぬ、かように考えております。

○永岡光治君 いや、この問題は私は個々の問題として、今郵務当局は郵務局長ですが、いいかげんな答弁をされておるけれども、特定局と普通局の區別のあることは事実なんです。たと

えはリクリエーション費は今日配算となりなっておりますか、おそらく一本に行つてないと思ふ。こまかいことを言えはきりがないと思ふ。区別あります。今日どうあなたがそれを否定しようとして、区別あればこそあなたはそれをなくそうとしているじゃありませんか。この現実を認めなければならぬ。だとすればその区別の上に立つてあるというのを認めているのだから、今鹿児島県の谷山の局は他の普通局に比べて事務量が多いし、局舎も直轄であるし、そういう局をなぜ普通局にすることができないか。それは支障はないと思ふ。ただ普通局、特定局の区別をなくしたいという方針で進んでおる。方針で進んでおるならばなおさらのこと、私は普通局にしてもいい。看板を変えることによって全部解決できるならこれよりやすいことではないと思ふ。なぜそれをしないか、私はその答弁がどうも納得行きません。重ねて大臣の答弁を求めます。ぜひともこの問題は解決してほしいと思ふ。

○国務大臣(松田竹千代君) さらによく早急にその点につきましては検討を加えまして、御趣意に沿うようにしたいと思ひます。

○柏木庫治君 さつき総裁の説明の中で、町村合併に伴う電話サービスの改善に非常に御努力なさつておることはよくわかつたんですが、これは私は全然この問題にしろとでありますから、見当違いかも知れないのですが、町村合併によつて加入者が何か損害をこうむるとか、不便を感じるのかというふうなことはないのですか。今までより、合併されたことによつて不便を感じたとかいうような、そういうような問題は無いのですか。

○説明員(梶井剛君) 町村合併いたしました市制がされた場合に、通信機関がそのままでありますならば、今までよりも利便は少しも増すことはありません。ただ観念的に申しまして、一つの行政区域になりましたと、その場合に従来の方針といたしましては、一つの行政区域のものは一つの通話区域にするという方針をできるだけとつておきます。たとえば東京都におきましては東京都内は一つの市内通話区域にする。そういう意味から申しまして、町村が合併いたしますときにはそれを一つの通話区域にしてみたいという希望が非常に熾烈なものであります。その上に、日本における通信機関の発達はまだ十分ではありませんために、所によりましては比較的近い町村でありましては市外通話をしておる場合に、相当待ち合せ時、つまり相手の村の加入者を呼びます場合にすづつながらない。そうしますと、場合によつては自転車で行つた方が早いという程度まで待ち合せ時があることがあります。それが一つの市内においてそういうことがあります。ということはいかににも通信機関としては不備じゃないだらうか。また一つの市内になつていながらもかわらず、依然として他の町村と話をしようとするに市外通話の制度をしておるというところは非常に不都合じゃないだらうかという御意向が常にあるのでございます。従来ともこの町村合併して市に編入されたところは相当あります。私もその予算の許す範囲内において少しづつそれをみな編入いたしております。しかし今度の

のように町村合併の促進法によつて非常に多くの市が生れてきた場合におきましては、予算の差し繰りの範囲内においてはどうしてもできませんので、これをある年数の間に通信機関を整備して、そうしてそこに住んでおられる方に御不便のないようにしたいというので、町村合併に伴う通信機関の整備というものの予算を組んだのでございます。このことは促進法の第何条かにも町村合併を促進する場合において電信、電話公社はこれに協力するようにせよということが書いてありますので、それに基きまして予算を要求したわけでございます。

○柏木庫治君 今の説明でわかりました。ちよつと今同じ町であつて、改善されてないために自転車で行つた方が早いという不便もなきにしもあらずということでございますが、これは合併したから生れたことでなくて、合併しなくてもやはり改善されぬそのまま、こりううわけでございますね。改悪されたわけじゃないですね。そこでそういうようなものは今までは市外通話料というものを払つておつて、今も同じ町内であつて市外通話というふうなことがあるのですか。

○説明員(梶井剛君) 現在におきまして、早くからすでに市に編入されておるところにも市外通話をやつておるところもござります。しかし今回新しく合併されたところは非常に数が多いのであります。これを一挙に解決するということはできませんので、現在には少くも従来通り市外通話の状態になつております。これを漸次改めて市内通話にするか、あるいは市内通話にしても、あまり距離の遠いところ

は市外通話のままにしておきまして、待ち時間がほとんどないようになり、市内通話と同様の取扱ひをしたいというところで市外通話にした次第でございます。

○久保等君 私今の御質問に関連して質問したいと思ひますが、町村合併に伴う加入区域の統合問題について、通信のこれに即応する態勢をとる意味で、今度の昭和三十年年度の予算でもいろいろ問題になつた点ですが、先般郵政大臣の方からも途中御説明があつて、正式にいよいよ予算が今日出されて参つておるのでございます。先ほどの説明を伺いますと、総裁からも公衆社債が五億四千万程度認められたという程度で何だか終止符が打たれたような形になつておるが、この町村合併に伴う通信の問題について、一体政府当局としては何力年計画でこの問題を解決されようとしておるのか、一つ承わりたいと思ひます。

○説明員(梶井剛君) これは今ちよつと数字を持ち合はせておりませんが、去年の七月までにすでに実施されました町村合併に對しまして、その通信機関をある一つの方針のもとに整備するといふとすると約三百億かかるのであります。その三百億を大体われわれとしましては七カ年計画で解決をしたいといふので、三十年度において四十億円の予算を要求した次第であります。しかしその後さらにこの四月までの町村合併の実施されたものにつきまして調査いたしますと、その予算が約五百億くらいまで増加して参つております。従つて現在の要求いたしました予算は、将来におきましてはさらに増額していただかないと、予定の年数内には実行が不可能だという状態になつておる次第でございます。

○久保等君 この前に三百億程度、昨年あたりの状況で三百億程度かかるであらうという御説明は公社当局の方から伺つておつたし、またその問題について、昭和三十年年度の予算編成に當つては、初年度として四十億程度漸次確保していかなければならぬのじゃないかという御説明も伺つておつたのです。ところがその後の特に郵政大臣のこの問題に對しての扱い方に対しては、先般の四月の十一日の通信委員会でも郵政大臣のこの問題に對しての御尽力なり、予算編成に當つての決意のほどを伺つておつたのですが、まあその後実はその問題についての経過の御説明も何つておらないのです。そういう立場から私は特に郵政大臣に伺ひたいと思ひますが、特に今日の鳩山内閣は経済問題に對してしましても、あるいはその他の問題に對してしましても、少くとも一応の總体的な計画をお立てになつて、何力年計画かの計画をお立てになる方針で進んでおられるようですが、私は町村合併の問題は、この前の委員会でも特に現状を指摘いたしまして、郵政大臣の御奮起をお願い申し上げておいたわけですから、ところでこの問題は、少くとも町村合併という新しい一つの緊急事態によつて出て参つた問題で、しかも事は通信という問題に関連いたしますだけに、町村合併という行政的な区画が統合されるという問題は、少くとも通信が同時に統合せられ、通信の少くとも何といひますか、問題が解決されない限り、行政的な区画だけがたゞ形式的に統合せられても、日常の行政運営の面においても非常に大きな不利不

現実の狀態に對する認識の把握の問題が根本的にちよつと私どもには納得できないような印象を實は受けるわけですから。

まあ私何回も同じようなことを繰り返すようで、恐縮でございまするけれども、少くともやはり初年度の計画だけに、何カ年計画かという一つの總體的な計画をお持ちになって、初年度としてはこの程度だが、しかし来年度は私はこの席上なら席上で、今年は五億であつても、来年度は何カ年計画に基く何億程度の一つの施設拡充を実施するのだというようなことでも言われるならば話はわかるのですけれども、景気がもう少しよくなつてからはつきりして参りたいという程度の説明では、これは御答弁になっておらないと思うのです。少くともまた町村合併という問題は、單に局部的な問題でなくて、これは全国的な今日非常に地方自治の問題になつておると思います。また中央の問題については最重要点をおいて考えて参らなければならぬ問題だと思つたのです。せっかく町村合併をやつたけれども、行政面においてもその他の經濟面においても麻痺状態におかれてゐるということであつては、むしろ町村合併が行われた結果不利不便が増長した。先ほど柏木委員のお話にもありました、町村合併が行われて通信設備の面では何か不利益になつた面があるということになるならば、設備そのものは従来通りであつたといつたとしても、行政区域が廣くなつたが、しかし通信施設はそれに伴つてやはり整備統合されなかつたということになるなら

ば、私はむしろやはりマイナスが多くなつたという結果にこれはなるだろう。今まではA、Bという二カ村がいればお隣り同士の町村であつたから、それがかりに電話の通話は市外電話であつたといふことで、これはある程度地元の方も満足しておつたかも知れないが、一つに統合されて村になつていふとするならば、そういう問題がやはり市外という通話の観念ではその村の人たちに私は納得はできないと思ひますし、またそれがために、そういう一般の個人的な通話の問題ではなくて、行政面からくる、たとえば村が一つの学校になる、あるいは一つの役場になつたが、しかし相変わらずその村から分離されておられます出張所、その間に通信をする場合にも、やはりこれが遠回りをして、従来と同じように市外地通話というよりな形で連絡をしなければならぬというよりなことであつたら、私はむしろ町村合併が行われて非常に不便になつたという結果になると思ふ。そういうことではこれはいわけの政治の私は麻痺といひますか、非常に片手落ちになり、有機的な町村の運営というよりなことはとうていできかねると思ふのです。そういう点から考えますと、非常に私は早急に解決をしなければならぬ緊急問題だと思ふのです。ただその緊急問題に對しての解決方法はとうていおるかといふ私の質問に對しまして、それは今のところちよつと予想も立ちかねる。五億をかりにこれを五百億かかるとするならば百年たつた場合の今後の村が一体どうなるのかといふようなことは、私どもにはとうてい予想もできない。百年

たつてこれから町村合併に伴う通信設備の整備統合の問題は解決しますといふ答弁では、これは大臣の答弁じやないと思ふのですが、そういうことでよろしい、またそういうことでもやむを得ないといふふうにお考えになつておるのかどうか、大臣から一つもう少しはつきりした御答弁をお願いしたいと思ひます。

○國務大臣(松田竹千代君) 久保委員のおつしやるように、あらゆる経済活動に通信というものは先行しなければならぬといふ考えには全く私も同感でございます。従つてこれはいかなる工夫をしても、でき得る限り今日の通信事業を拡大拡充していかなければならぬといふことに對しては、決していかげんの考えを持つておるわけじゃないのであります。ただ私は私の考へとして、ひとり町村合併のみならず、日本国全体の津々浦々に至るまでの通信を十分に、よつてもつて経済活動を旺盛にしていかなければならぬといふことに對する考へから、これはどうしても特別に熱意をもつてやらなければならぬと考へて参つておるのでございますが、何と申しまして、い

はむしろ計画的にやつていかなければならぬ。今總裁から申されたような計画を立てておるのでございしますけれども、全体的に、この通信、電話のことも、これを考へてみますと、現在のところといひましては、おつしやるように、いつになつてもだめじやないか、これは高嶺の花じやないかといふようなことも考へられないものではないのであります。さればと言つてそれをそのままにほつておくといふ考へは、やございせんので、やはり七年間の計画をもつてこつた方面に對してできる限り早急にこの施設を整備拡充していく、そしてやつて参りたいと、かように考へております。

○西川彌平治君 電電公社の總裁に一つこの際伺ひたいと思ひますが、予算の關係も、もちろんございしますが、電信電話の局舎の建設問題でございまして、私、端的にその例を上げて一つ申し上げますから、そのおつもりでお聞きいただきたいと思ひます。新潟県の柏崎市の電信電話の局舎の問題でございしますが、今からちやうど五年前に用地の買収が済んでおるのであります。その当時のことを記憶をたどつてみますと、その建設の順位がそのときは二位か三位であつたのであります。そのので、市におきましても、農地問題、それからその他いろいろなむずかしい問題がございしましたけれども、市はそれに対し協力をいたしまして、相当な市の金を出しまして、用地の買収が終了いたしておるのであります。しかるところ、用地の買収も終りまして、埋め立てもいたして、今日はりつぱにでき上つておりますが、だんだんとやつてもらわれるのであるかどうか

といふことを調べてみますと、いつの間にか建設の順位がもう七位にも八位にも十位にも落ちてきておるのであります。こういうよりなことは、私は、予算の關係もあるといひまして、用地を買収して、そうして埋め立てもできておるのに、それがもう御承知の通り五年も経過いたしておるが、まだ何らの実現に移つておらない、こういう現実の問題があらはなつて、これはどういふふうにお考えになつておられますか。

○説明員(堀井剛君) 五年前と申しますと公社が設立された前と思ひます。これは、はなはだその当時においてはすでに建設の予定の立つておつた敷地を買収いたしたにもかかわらず、今日まで、それを実現されておらないといふことは、われわれとしては非常に相済まんことだと思つております。しかしその後よく私はこの問題を調査しておりますので、正確な回答えができればいいのでありますが、なぜさうに遅れたかといふ事情につきましては、後ほどその關係の者からお答えをするにいたしたいと思ひますが、いかがでございましょうか。

○西川彌平治君 ぜび一つそういうふうにお願ひを申し上げたいと思ひます。私は実はこの問題の最初のいきさつは存じておりませんが、最近の情勢は承知しておりますが、最近の情勢の市長なども、もうしよつちやう来て陳情いたしておるような状態でございしますから、ぜびこの問題については詳細に一つお調べ願つて、お願ひを申し上げたいと思ひます。

○説明員(堀井剛君) ただいまの御質問に對しまして私からお答えを申し上げ

げます。局舎の敷地買収につきましては、在来から、かなりあるいは二年前、三年前といふよりなことを予想しまして、その都市の状況によりましては、電話局の設置はなるべく市の中央、それが一番線路の点から申しますと経済的なんです。そういうことで、その都市の状況によりましては、かなり前から手配するといふのが在来の方でございしました。従ひまして、仰せの柏崎につきましては、当時相当一ぱいになつて電話がつかなくなるというよりな情勢から、土地の各方面の御協力を得まして買収をいたした、こういう形になつておるわけでありまして、計画が実は予定通り参つて参りますと、本年度、二十九年度ないし三十年度にはできる予定であつたのです。それにつきまして、五年前といふのは少し早過ぎたといふ結果にはなつております。なかなか全体的に五カ年計画を立てまして、五カ年後におきまして局舎が一ぱいになつて電話が一個もつかないという局が、全国に二百ないし三百残るといふよりな計算になる。それから順位の變更につきましては、やはり通信局におきまして、他の方とのその後の非常な變更あるいは局舎の附近の局が自動になつた關係上、その關係において順位を變えなければならぬといふよりな、いろいろな状況から、順位の若干狂ひ点が在来はかにも例があるのであります。そこで柏崎を調べて見ますと、本年度においては、どうしても一ぱいになりまして、これは今後において設備の増強がでかきといふ關係になつておるので、私どもの計画としましては、本年度にや

りたいといふよりな計画であつたので

は、

は、

は、

は、

○西川弥平治君　どうか一つお願いいたしますが、この問題は、私が調べてみますと、二回の選挙に亘つてこの問題が選挙の具に供せられておるような実情にあるのであります。最初の選挙にこの問題が出て、市長選挙に出まして、そうしてこれをスローガンに掲げて出ておる。ところがその方は、残念ながら落選をした。次の当選した方が四年間そのために何にもしなかったという格印を押されて今度の選挙に臨んだ。そうして順位がいつの間にか変わってきておるというやうなことで、大へんこれは市民の疑惑を深めておる問題でございます。私もこの問題はいずれ一つ総裁に直接お会いしまして、よくお願いもいたしますし、事情もお話し申し上げますが、一つそのつもりでいただきたいと思います。

あるのじゃないかということを、前に公社当局にもお話しをしたことがあるのです。ぜひ一つその問題については、なお後刻お調べて、今お話しのであったような問題についての早急な解決を願いたいと思いますが、しかしなおまた、その問題にも関連するわけですが、電信電話拡充五カ年計画の問題、これは今日時間があまりありません。

お立てになる意思があるかないか。今の
ような状態では、これはどうにもな
らないと思うのです。従つて早急にこ
の町村合併に伴う問題は、私何回も申
し上げますように、昨年の春ごろから
の新規の問題でありますだけに、やは
りその問題はその問題としての、一応
政府の計画というものの、方針という
ものを立てらるべきではないか。またそ
の前に立てられた電信電話拡充五カ年
計画があるのですから、その計画とも
ならみ合せながら考える必要はあるで

までの委員会におきましても、衆議院の委員会におきましても、決議までいただいておることでありまするし、決してこの問題を等閑に付するとかあるいは熱意が足りぬというわけではございません。これはお説の通りに、痛切に通信の問題については熱を入れなければならぬと考えておる次第であります。特に町村合併に伴うこの問題は、

次第でございますが、これはもちろん非常な熱意を持って、何とか近い将来に解決をはかつていかなければならぬという考えを持っていますことを申し上げておきます。

○委員長（滝井治三郎君）　ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長（滝井治三郎君）　速記をつけ

○久保尋君　端的に大臣にもう少しはつきりした御答を願いたいと思ひ

た計画が立てられるのではないかと思つたのです。すなわち先ほどの大臣の御説明でもお伺ひしたことですが、少くとも郵便貯金とあるいは簡易保険の問題とか、あるいはまた郵便年金の問題とか、これらの問題について、日本の財政投融資の中で占める率にいたしまして六〇％、五〇％に及ぶ莫大な資金計画を、実は郵政大臣もその一員

町村合併に伴う問題が緊急であればあるだけに、郵政大臣として、ぜひ計画を立てたいというお話でございましたから、私は大臣にその点信頼し、早急に今後町村合併に伴う電気通信整備の問題について、提案なり御説明のあることを期待したいと思います。ぜひ一つ早急に町村合併の問題についての計画をお示し願いたい、かように考えるわけです。

なお電信電話拡充五カ年計画の問題については、いろいろ御質問をいたし

○国務大臣(松田竹千代君) 折角努力
いたしまして御趣旨に沿いたいと思ひ
ます。

○承岡光治君 ただいまの問題と関連
があるわけですが、町村合併に伴つ
て、特定局に今日委託されておる業務
が、統合されると、これは直轄になる
と思うのです。そこで私は郵政大臣に
一つ基本方針を承わりたいと思うので

いたい。ということは、今日は特定局だけに委託業務をまかされておりますが、普通局にはまかされていない。これは、そうすると、普通局にはまかされない方針なのかどうか。それからまた普通局には……、特定局であるからまかす、特定局でなければまかされないという方針なのか。委託業務の関係が、普通局、特定局の要素に非常に大きく作用するのかどうか。こういう点を一つこの機会に明確にしておきたいと思うのですが、どうでしょうか。問

題によつてもう一度申し上げますと、委託業務におきましては、普通局、特定局を問わず、あなたはそれを郵政省に引き受ける方針なのかどうか、あるいは委託業務であるがゆえに、それは普通局にならないという、そういう方針を考へておるのかどうか、その点をまず聞きたいと思ひます。従つて特定局から委託業務を持つて行けば、普通局になるのかどうか、その委託業務は、特定局、普通局に非常に支配されるのかどうか。この点を一つお尋ねしたい。……政府の方針はないのですか。

○説明員（渡辺秀一君）　ちよつと私から、普通局、特定局の関連について、どこへ委託するかという方針につきましては、もちろんこれは、今の法律では私どものほうできめるものではないのでありますが、ただ特定局だから委託をするのか、同時に委託をするから特定局かという御質問に對しまして、ちよつと私からお答え申し上げたいと思います。御承知と思いますが、現在交換事務は、もちろん特定局だけで委託を受けております。ところが委託事務全般について見ますと、御承知のように、普通局については、電話の通話事務、並びに電報の受付事務は、ある標準をきまして、公社との間に相談いたしましてきまして、その標準に合致するところには漸次委託を受けて取り扱うようにいたしております。従いまして、委託を受けるから特定局だ、委託がないから普通局だという觀念はわれわれ持っていないのであります。

○永岡光治君　委託の關係で、普通局、特定局の要素は、決定する要素にならんというお話でありますから、それは結構であります。電話交換に

ついでどうなですか。電電公社の総裁のほうがあるいは明確な答弁がでるかどうかと思うんですが、将来どういう方針で、今日特定局に委託されている方針で、これをどういう方針で切り交換業務、これを持っておりませんか。離していく方針を持っておりませんか。

○説明員(梶井陽君) 現在郵便局に委託しております電信電話というものは相当数が多いであります。しかしこれは過去において郵便、電信、電話というものは一カ所において取り扱うという国民に対する便益というものから考えまして、無理に国民の不便を犠牲

にしよう、われわれはこれを分離すべきじゃないという考えを持っております。しかし漸次設備が多くなつて参りますると、どうしてもこれを分離せざるを得なくなつて参ります。その際には従来の郵便局に窓口を設けまして、そこへ行きますと公衆に対して同様に取り扱いをいたします。そして設備については

よかにする。それから證據そのものは直轄にしました局のほうに移転しております。ということになるわけでありまして、今後ともわれわれとしましては、事業の経営の方針といたしまして、できるだけ合理化し経済化してやっていかなければ、国民に迷惑が及ぶという考えの下に、現在委託しておりますものも、も

しこれを集中化したほうが経済的に利益であるならば、集中化して直轄にしていこう、しかしその場合においても従来の郵便局に窓口その他は必ず置く、電報電話の受付はちゃんとするという考えでやっております。

○永岡光治君　そうすると、どの程度

の規模という具体的基準は今日お持ち合せになっておらんわけですね。

○説明員（梶井剛君） それは現在電話というものが非常に毎年々々増設して

参らなくちゃならない。それでありますから現在の郵便局の中に設置してあります機械でもって、もう到底サービスがこれ以上多くやれないというような場合には、当然そういう機会に移転さすよりほかに仕方がない。現在

の設備のある限りはなるべく現在の設備をもつてやつていくという考えの下にやつておるわけでありますから、それぞれのケースによつて判断していくより仕方がないのでありますして、基準と申しても、現在の設備局舎というものをむだにしないという趣旨からい

○永岡光治君　そうしますと、現在特
定局あたりに委託されておる交換業
務、損をしないような、むだにならな
いというより建前で考えていこうと
思つてゐるは、持て高のやうな、

を借りましても、そのまま委託を直轄に切りかえるということはあり得るといふことですか。それはどういふことでございいますか。必ずその局舎からはずしたもののだけを電電公社が直轄すると、こゝろいふ意味ですか。それとも、直轄であっても同じに舎で運営すると

○説明員(梶井剛君) 多くの場合、行き詰りましたときに、今申し上げましたようなことをするわけでありまして、いろいろなお考えですか。これは局舎問題と関連がありますのでお尋ねするわけです。

ら、現在の局舎ではとうていやれないという状態が多くの場合に起るのであります。従つてその場合には新しい局舎をどうしても作らなくちゃならな

い。その場合に特定局のほうで局舎をさらに拡張して提供されれば別問題でありますけれども、さようなわけにいきませんので、われわれ電電公社といたしまして新らしく局舎を作る、そうして設備を移転する、そうして事業

を拡張する、そういう方針をとらざるを得ないのであります。

○永岡光治君　そこで先ほど問題になつておりました柏崎の局舎と同じような問題が、これは郵政関係でもあると思うんですが、ただいま、すでに予算は参議院におきましても予備審査の

段階にあります。そこで先般と大臣の説明の中で、局舎関係について、昨年と比べて約九億を増額することができたという御説明を伺ったわけですが、それにしましても、昨年に比べれば若干増額したということは言えませんが、まだ全体の現在の状況から考えても、

間違いないと思います。これは何とかならないかと少額であることには早急に解決をはかりたいというのが私たちの念願であります。それに関連してお尋ねするわけですが、電電公社のほうで見ますと、減価償却費は二百四十億程度落されていくことになる。償却費としてそれが計上されるわけでは

すが、郵政当局の予算をまだつぶさに見ておりませんので、どうなっているかわかりませんが、郵政当局のほうは予算の上では局舎を年々償却していくということで、全国一萬五千の局舎についてそういう計画を立てておられるかどうか。大臣がおわかりにならないけれども、

れは、事務当局でも結構です。
○政府委員（八藤東禎君） 郵便局舎の償却についてのお尋ねでございます。御存じのように一万四千数百の郵便局

舎がございしますが、そのうち大部分が借り入れ局舎でございます。従いまして償却の問題がございしますのは、国有財産たる郵便局舎の償却が問題でありまして、これに關しましては、在来とも一般の水準に従つて償却を毎年行

り、あるいは必要なときには、それぞ
れの年において特別償却を行なってい
る次第でございますして、先ほど大臣の
言われました局舎の緊急対策計画の中
に載っておる局舎の建設に関しまし
て、その建設所要資金は大体三百四十
六億四千万円くらいですか、そのうち

自己資金として充てますうちに、その減価償却費の相当分を見込みまして、資金計画を立てる次第でございます。

○永岡光治君　そうすると、だんだんわかりました。今日国有の局舎について償却を見積っておるということで、借り入れについては見積っていないと

では、今日行き詰りを来たしている大きな原因は、やはりそこにあるのではないかという印象を強く受けるわけです。私の判断が間違っているかどうかかわかりませんが、もっとも固定資産ですから、当然これは自己資金で全まかなうという方針は、やっぱりと

借入資金は、借入資金に
 よつてまかなつていくという方針をと
 るのが妥当じゃないか。これは民間の
 企業について全部そう言えると思う。
 従つて自己資金全額でこれを見ようと
 するから、今日一萬数千円に及ぶのが依

然として僅かに一年間に――昨年によ
ると十局ないしはその程度にしかすぎ
ないというきわめて貧弱な状況にある
わけですから、そういう方針をとろう

とするお考えを持っておいでになるの
でしようか、どうでしょう。やはり
依然として自己資金全額でやるという
ことになるのでしょうか。そうなるん
非常に局舎の整備というものができな
いのじゃないか。

○政府委員(八藤東福) 私の御説明
が少し言葉が足りなかつたかもしれま
せんですが、借り入れ局舎に關する部
分につきましては、御存じの通り借料
でこれを借りるわけです。その借料の
算定につきましては、家賃統制令とか
いろいろな統制令その他に基いて局舎
家主が私どもに貸している。それに対
価を払ってやつておるのであります。
これら局舎については、減価償却の
問題とか、あるいはそういう局舎を
国有にするかしないかという大きな
問題は別として、現在の借り入れでい
く場合においては、償却は行なってい
ない。今問題のありますのは、国有局
舎だけあります。その国有局舎で私
の申し上げました三百四十六億とい
う数字は、全額を自己資金で八九年
力年の間にまかなうとしていないの
であります。そのうち百七十八億は自
己資金でやりまされども、他の百六十八
億は借入金でやつていく、か
ように考えているのであります。また
その自己資金の中でも、これを純粋な
減価償却費としてわれわれが見込んで
いる金額は、わずかに七十六億程度
を見込んでやつているだけであつた
と、あとは利益金とか建物設備、負
担金によって賄つて自己資金と称し
ておるわけでありまして、従いまし
て、根本的に、今お尋ねになりました
が設備の拡張というものを普通の料
金

収入の範囲内において賄つていくか
どうかということが、従つてしば
しば料金問題について論議の出るこ
ろだが、まあ一応、通常、新規拡張と
いう意味より、現在の設備を維持して
行くという点において減価償却を見て
いくというところは、理屈から申しま
しても、實際から申しましても、それが
普通の行き方である、私はかように考
えております。

○永岡光治君 私は今お話を承りま
すと、借り入れ局舎については、償却
分を見込んだものは借料として支払
つておるので、その分は持ち主が償却を
することになつておるといふ答弁のよ
うでございます。そうなりますれば、
なおさら私は、やはりそれだけの借料
を払つておるとするならば、郵政省自
体が国から大幅に借り入れる、あるい
は特別な金融機関から借り入れて、そ
うして自分の持ち物にしていく、これ
が一番正しいのじゃないかと思つたので
すが、その点はどうお考えになつてお
りますか。

○政府委員(八藤東福) 大へん大き
な問題でございます。私、事務当局
としてこの際直ちに委員の御質問に御
満足いただけるような答弁のできな
いことはお許し願ひたいと思ひます
が、果して国有にするやいなやとい
うことについては、財政をあくまで
る立場といたしますと、借り入れ資金
即利子、償還金といふことになるので
あります。そういたしますと、たと
えば今度のわずかなといふか、八
九年計画の三百数十億の計画につきま
しても、これが一体将来の郵政財政の
収入状況その他から考へて、郵政関係
の支出等から考へて、どの辺までが一

体という償却金なり利子負担を持ち
得るだらうかといふことを大まかなが
らやはり見当を立ててやつておるので
あります。お話をよく全部で一万
数千を、これを膨大な公債を何とか
たしまして、その公債を発行すること
になります。それに対する公債の償
還金はそれぞれ事業において考へてい
くのだといふことになりまして、非常
に大きな問題でありまして、今直ちに
そうするかしないかといふことは私か
ら申し上げることはできないわけであ
ります。

○永岡光治君 借料は、償却費、利
潤、そういうものを合せてみてい
う考へ方に立つ限り、今日支給され
ておる借料に見合うところのものです
ね。これだけは私は当然借り入れて然
るべきではないかと思つたのですが、こ
れは大臣どうでしょう。

○国務大臣(松田竹千代) 何分にも
局舎の新たに設置を要するものも
数千もある。なかなかそれを満たして
いくだけの資金を獲得するといふこと
は至難なことでございます。今年に御
承知のように、今御協賛を仰いでおり
ます簡易生命保険並びに年金積立金の
運用の範囲を拡大することについて、
まず局舎のほうに對しても、わずかで
ありますけれども、五億程度のものを
その方面に振り充てていきたい。そ
うして局舎の新築にもまず百程度予定
しておる次第でありまして、そういう
点から考へてみましても、その一般の
要望を十分に満たすといふことに対し
ては膨大な資金を要するものでありま
すから、これは直ちにこれを満たして
いくといふことは至難なことと考へま
す。おっしゃる通りに、現在特定局を

借り入れておる借入料くらいのも
は、当然独自の立場においてこれを自
己所有の国有のものにしていていい
のではないかと考へ方からいたし
ましても、これは非常に膨大なやはり
資金を要することになると思つたので
あります。現在の状態のほうは現業省
としてこれを運営してやつていく上
においては、むしろ、より妥當な行き方
はないかといふように考へてい
ております。

○永岡光治君 最初のお話とあとで少
し矛盾してきています。現在借料
を払つておるの、やはり償却を見込
んでおる。ただ資金源が国家から
出ているものか、個人から出ている
ものか、それだけの差異なんです。そ
こで現在の借料がある限りは、それに
見合うだけの局舎はあるわけでありま
す。今日一氣に全部新しく建てるとい
ふことになれば、これは一体資金をど
こから持つて来るかといふ点もありま
しょう。五十億がいかに百億がいかに
といふことも論議の対象になります
が、方向としては、とにかく償却費を
見合つて借料を払つていけるのは事実
でありますから、ですから私はその持
物を国の持ち物にする方向に進むべき
ではないかといふのです。それは当然
だと思つたのです。そうすれば、今年
は五億、十億だったが、来年はおそ
らく二十億、三十億になる、そういう
方針にして、だんだん国有をふやして
いく方針が一番正しいと思ひます。残
された資金源だけの問題でありますから、
方針として、一氣に、ある金融機関か
ら二百億、三百億と借りられないか
ら、個人の提供によつて局舎を建て
るでありますから、そういう方向に切

りかえる、こういう方向は政府として
とれるのじゃないかと思つたのです。そ
の資金というものがここで許されるか
どうかといふことは、これは国の資金
計画にもよることですが、方向として
はそれだるべきじゃないかと、そう
申し上げていけるのです。理論はそう
でしょう。

○政府委員(八藤東福) 大臣の御説
明の補足というわけじゃございません
が、金のことをだけをお答え申し上げ
ます。そういう計算が成り立つといふ
うなことではあります。何しろ借り入
れであります。持ち主の物である、個
人の私有財産である、そういう私有財
産を、かつて私ども戦争前、電気事業
のときに考へた公債によつて、それを
公債に転換してしまひ、そうしてこれ
を強制徴収するといふような考へに
は、直ちに私どもから御答弁できない
わけでありまして。

○永岡光治君 私は全部それを国に切
りかえるといふのじゃないのです。老
朽局舎を早く建て直さなければなら
ない、ところが今のままでは、非常にこ
の計画では大臣が説明された九億程度
のさういふようなものでは大したこと
はできないといふ見方をしているわけ
です。従つて老朽局舎を今年に三十四
億余万円というけれども、六十億とか
七十億とか実はほしいわけですが、そ
れは資金計画によつて許されないと
いう政府当局の立場であらうと私は想像
するわけでありまして。そうしますと、
資金計画が許されるといふことになり
ますと、当然これは六十年計画が二
十年計画なりが、あるいは六十年の計
画を一年計画でできるかもしれませ
んが、資金計画が許されればそういう方

針を進むべきだと思ふ。ところが今日借料を払っているのは、直轄局舎は償却していく、その分が今民間の提供されている局舎の借料という形で払っているわけであり、負担面においては、国の資金で借り入れようと、民間から供出を受けようと変りがないわけでしょう。資金の予算面においては……だから予算の支出面においてはそれぞれ変りがないわけですから、個人の提供を受けるという方向よりは、むしろ国の資金でほとんど局舎をふやすという方向に、直轄のものも建てるという方向にいくことが正しいのだ。これは私は否定することができないと思ふ。そうでしょう、大臣。

○国務大臣(松田竹千代君) 永岡委員の考え方もたしかに一つの考え方だと思ふ。しかしそれにいたしたとしても、やはり新たに資金を要求されるのでありますから、現在は借り入れでやっているのではありませんから、われわれのほうといたしましては、新たに老朽局舎を改善していくという方に得られる資金をできるだけ回して局舎をふやしていく、あるいは新築改善してやっていきたいという方向を今とっているわけでありま。

○永岡光治君 従つて私の主張を大臣も御賛成でありまして、結構だと思ふますが、そこで問題は、資金計画は今日五億しか許されぬのであります。が、五億がいいのか十億がいいのか、しかし今日の問題はまた将来の問題になつて来るのであります。これはまた今日の保険の運用法の改正の問題について、この問題はあらためて、つまびらかにしたいと思ふのですが、これはまあ五億じゃ少いとみておりま

す。今日では、民間では何億でしたか、はつきりしませんが、あの中でも約何億でしたか、五百五十六億の運用の中でわずかに五億というものは、まことに微々僅少たるものであつて、これじゃ不満だということでありまして、これを何とか一つ増額ができないものであろうかというのが私の要望なんです。これはいづれ予算委員会あるいはまた本委員会の次の機会において明らかにしてもらいたいと思ふわけですが、どうか一つ局舎の問題については、これは電通、郵政を問わず、建設関係について非常に行き詰まりを來たしておりますから、思い切つた措置を一つ講じてもらいたいと思ふ。そこで私は、ただいまの局舎の問題は、一応今日の委員会においてはその程度に質問をとおましまして、この前、暫定予算の審議の際に政府当局に要望いたしておりました公務員制度審議会の審議の模様、それから退職年金、これは例の通信手、通信手の通算の問題がありまして、重要な問題になつておりますから、関係政府当局の出席をあわせて一つお願いいたしたいと思ふ。これを要望いたしまして、私の質問は今日はこれで終ります。

○委員長(滝井治三郎君) ただいまの関係政府の方々の御出席はその御希望通り手配いたします。

ほかに御質問ございませんですか……。それでは本日はこれにて散会いたします。

午後一時三十二分散会

四月二十八日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、簡易生命保険法の一部を改正する法律案
一、郵便年金法の一部を改正する法律案
簡易生命保険法の一部を改正する法律案
簡易生命保険法(昭和二十四年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。
第十八条第一号を次のように改める。

一 終身保険にあつては、昭和十九年に厚生省が発表した第九回生命表(以下この号において「生命表」という。)の男子死亡率にその百分の三十(保険料払込期間を十年とするものについては、その百分の二十)を加え、これに千分の二を加えて作成した死亡生成率表、養老保険にあつては、生命表の男子死亡率に、より作成した死亡生成率表(保険期間を四十年とする養老保険については、生命表の男子死亡率にその百分の三十を加え、これに千分の二を加えて作成した死亡生成率表)を加えて作成した死亡生成率表。

第十八条第二号中「年三分五厘」を「年四分」に改める。
第三十一条第一項中「加害行為に因つて身体の外に生じた傷害」を「加害行為」に、「二箇月以内」を「三箇月以内」に改め、「保険金支払の際」を削る。
第三十一条第二項を次のように改め、同条第三項を削る。

2 前項の規定は、左に掲げる場合には、適用しない。
一 疾病を直接の原因とする事故によつて死亡したとき。
二 精神障害中に又は酒に酔つてゐる間に招いた事故によつて死亡したとき。
三 重大な過失によつて死亡したとき。
四 年齢十年に満たないで死亡したとき。
第三十二条及び第四十四条中「若しくは日本脳炎」を削る。
第五十三条第二項第二号中「保険金の削減」を「保険金の削減率の引上」に改め、同項第三号中「剰余金の分配」を「剰余金の分配率の引下」に改める。

附則
1 この法律は、昭和三十年九月一日から施行する。
2 この法律の施行前に効力が発生した簡易生命保険契約に係る保険料の計算の基礎及び保険金の倍額支払については、なお従前の例による。

郵便年金法の一部を改正する法律案
郵便年金法の一部を改正する法律案
郵便年金法(昭和二十四年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 簡易生命保険郵便年金審査会の審査(第四十条・第四十一条)」を「第三章 簡易生命保険郵便年金審査会の審査(第四十条・第四十一条)」を「第四章 年金受取人等の福祉施設(第四十二条)」に改める。

条・第四十一条)に改める。
第十四条第一項中「十二万円」を「二十四万円」に改める。
第三十四条ただし書中「一万二千円」を「二万四千円」に、「五万円」を「十五万円」に改める。
第三十八条第二項中「剰余金の分配」を「剰余金の分配率の引下」に改める。
第三章の次に次の一章を加える。
第四章 年金受取人等の福祉施設
(年金受取人等の福祉施設)
第四十二条 郵政大臣は、年金受取人及び年金継続受取人の福祉を増進するため必要な施設を設けることができる。

2 前項の施設に要する費用は、国の負担とする。ただし、その利用に要する費用で省令で定めるものは、年金受取人又は年金継続受取人の負担とする。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。
第四十二条第二十号中「保健施設」の下に「並びに郵便年金の年金受取人及び年金継続受取人に対して必要な福祉施設」を加え、「この目的」を「これらの目的」に改める。
第十條第二十号中「保健施設」の下に「並びに年金受取人及び年金継続受取人に対する福祉施設」を加える。

五月二日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案

簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案

簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案

簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律（昭和二十七年法律第二十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項に次の五号を加える。

四 法律の定めるところにより、予算について国会の議決を経、又は承認を得なければならない法人の発行する債券

五 前号に規定する法人に対する貸付

六 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第二条に規定する長期信用銀行、農林中央金庫又は商工組合中央金庫（以下この条において「金融機関」という。）の発行する債券（以下この条において「金融債」という。）

七 国債

八 国に対する貸付

第三条第二項中「前項」を「第一項」に、「大蔵省資金運用部」を「資金運用部」に改め、同項を同条第六項とし、同条第一項の次に次の四項を加える。

2 前項の規定により金融債に運用する積立金の額は、積立金の総額の十分の一をこえてはならない。

3 積立金を金融債に運用する場合に、一の金融機関の発行する金融債の十分の五又は一の金融機関の一回に発行する金融債の十分の六をこえる割合の金融債の引受、応募又は買入を行つてはならない。

4 前項の場合において、資金運用部資金の金融債に運用する額があるときは、その額を積立金の金融債に運用する額に合算し、その合算額につき、同項の規定を適用するものとする。

5 積立金をもつて引受、応募又は買入を行う金融債は、利率、担保、償還の方法、期限その他の条件において、他の引受、応募又は買入に係るものとその種類を同じくするものでなければならない。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

五月七日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、郵便貯金法の一部を改正する法律案

一、郵便振替貯金法の一部を改正する法律案

郵便貯金法の一部を改正する法律案

郵便貯金法の一部を改正する法律案

郵便貯金法（昭和二十二年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「十万円」を「二十万円」に改める。

第四十七条第一項中「百円以上四千円以下」を「百円以上八千円以下」に改める。

第五十一条中「第三十三条」を「第三十三条から第三十五条まで」に改める。

第五十四条中「二百円、三百円、」を削り、「又は一万円を、一万円、三万円又は五万円」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前に預入した定額郵便貯金で、預入金額が二百円又は三百円のもの預入金額については、この法律の施行後でも、なお従前の例による。

郵便振替貯金法の一部を改正する法律案

郵便振替貯金法（昭和二十三年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

第六十三条の二の見出しを「（公庫の償還金）」に改め、同条中「住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第五十六号）」による住宅金融公庫又は住宅金融公庫若しくは中小企業金融公庫（以下公庫と総称する。）又は公庫の業務の一部を代理する金融機関若しくは公庫に、「住宅金融公庫の貸付」を「公庫の貸付」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

五月七日日本委員会に左の案件を付託された。

一、青森県百石町郵便局庁舎復旧に関する請願（第二〇五号）

第二〇五号 昭和三十年四月二十七日受理

青森県百石町郵便局庁舎復旧に関する請願

請願者

青森県上北郡百石町

長

三村久太郎

紹介議員

若米地義三君 笹森

順三君

青森県百石町郵便局（特定集配局）は、昭和二十八年九月五日の百石町大火の際焼失し、その後民家の一部を使用して業務を継続しているが、今日まで僅か一年半の間に四度も仮局舎の移転を行つてゐる現状で、しかも現局舎は、町の最南端に偏在している上、木造車庫を急改造したものであるため、狭あいにして採光、通風共に悪く、一般利用者への不便はもとより、局員の健康と事務能率面にも悪影響を及ぼしている実情であるから、同局の発展と管内利用者の利便のために同局舎を国費をもつて早急に再建復旧せられるよう措置せられたいとの請願。

昭和三十年五月二十五日印刷

昭和三十年五月二十六日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局